

【事例 1】架空売上の計上(東証ジャスダック、卸売業)

事案のポイント

《特色》

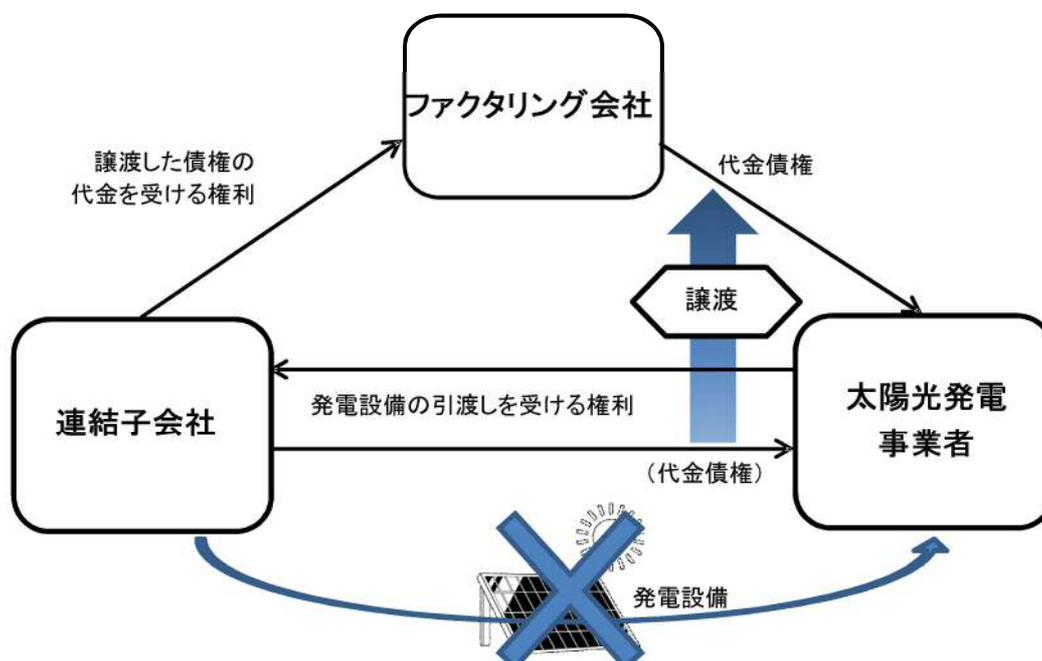
業績不振の中、連結ベースの業績を良く見せるため、内部管理体制に不備が多いものの業績が良好であった会社を拙速な判断により連結子会社化した結果、当該連結子会社の内部管理体制を整備することができず、当該連結子会社による架空売上計上を看過した事案である。

《概要》

当社の連結子会社は、実体の無い太陽光発電設備等の売買契約を締結した上で、その売買代金債権をファクタリング会社に譲渡し、その債権譲渡代金の入金を受けて売上を計上した。しかしながら、当該連結子会社は太陽光発電設備等を引き渡していないため、これを売上と認識することはできないにもかかわらず、売上として計上したものである。これを看過した当社は、連結四半期財務諸表に過大な売上高、当期純利益等を計上することとなり、重要な虚偽記載のある四半期報告書を提出したことから、課徴金納付命令勧告(課徴金額 600 万円)を行った。

《背景・原因》

- 当社が連結子会社の本件売上に潜在する問題を看過したこと。
- 内部管理体制が整備されていない会社を連結子会社化し、連結子会社に対する当社の管理体制などの内部統制が有効に機能しなかったこと。



【事例2】架空売上の計上等(東証ジャスダック、情報・通信業)

事案のポイント

《特色》

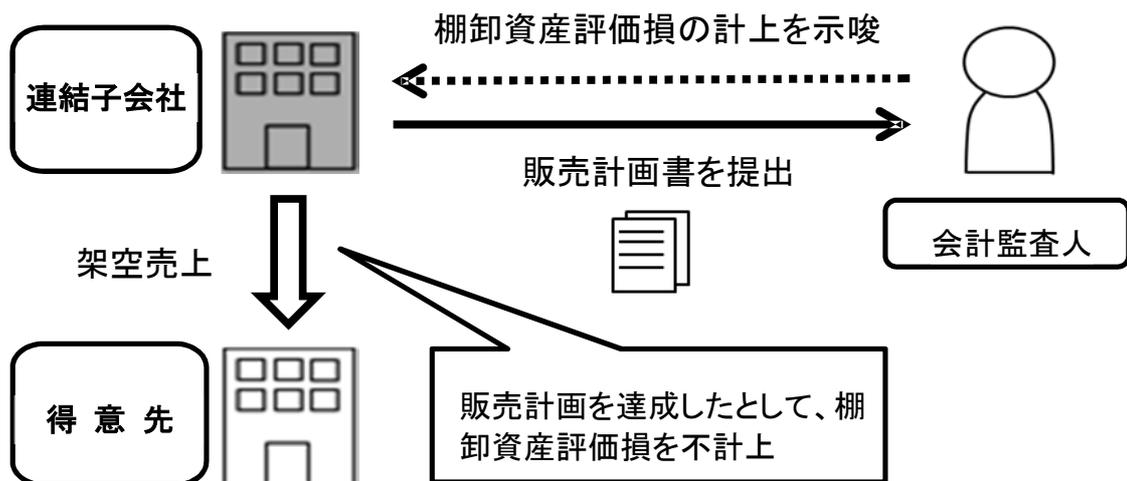
架空売上が計上して、会計監査人に対して商品の販売計画を達成したと偽り、棚卸資産評価損の計上を免れた事案である。

《概要》

当社の連結子会社は、得意先に協力を依頼してテレビ受信機器（以下「受信機器」という。）の架空売上が計上して、棚卸資産評価損の計上を指摘した当社の会計監査人に対して受信機器の販売計画を達成したと偽り、本来計上すべき棚卸資産評価損を計上しないという不適切な会計処理を行った。これにより、当社は重要な虚偽記載のある有価証券報告書を提出したことから、課徴金納付命令勧告（課徴金額 600 万円）を行った。

《背景・原因》

- 連結子会社の監査役自身が営業を担当するなど、監査役として業務執行からの独立性が確保されておらず、また、当社経営陣は、営業に偏重した経営により、管理部門を適切に運用しようとする意識が欠如していた。
- 会計記帳に関する業務プロセス等が適切に整備されておらず、不正な会計処理に対する内部けん制が機能しなかった。



【事例3】売上の過大計上（東証ジャスダック、機械）

事案のポイント

《特色》

上場を目指して業績向上を図る中、当初の売上目標の達成のため、海外の現地当局による入札手続きが未だ実施されていない公共工事案件について、勝手に先行して装置の製造・設置を行った上、適用することができない工事進行基準によって売上を計上した事案である。

《概要》

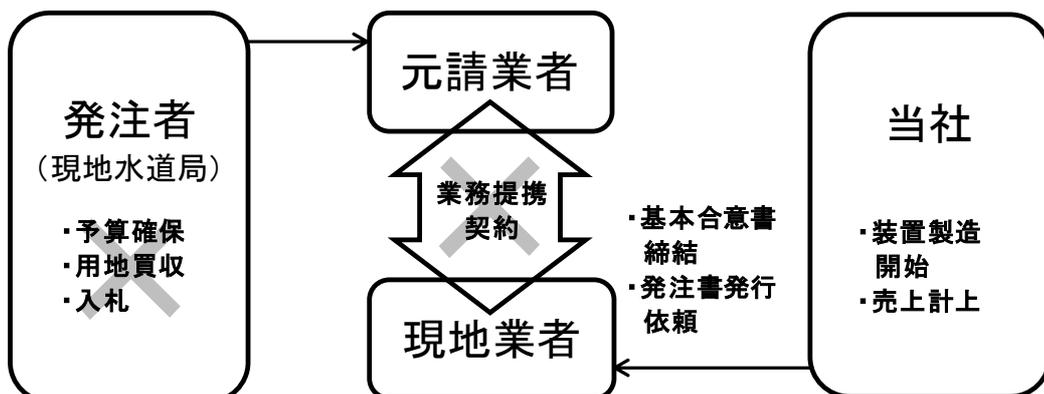
入札手続きが未だ実施されていない公共工事に関連して、当社は現地業者との間で契約等を整え、先行して水処理装置の製造・設置を行い、工事進行基準の適用要件を満たしていないにもかかわらず、工事進行基準を不適切に適用して売上を計上することにより売上を過大計上したものである。

検査の結果、過大計上した売上高は少額であり、この過大計上に係る連結財務諸表を記載した有価証券報告書等について重要な虚偽記載があるとまでは認められなかったことから、課徴金納付命令勧告は行っていない。

なお、当社に対し、中立的な第三者による調査の実施を慫慂したところ、当社は、社内調査委員会を設置し、その調査結果に基づいて有価証券報告書等の訂正報告書を提出した。

《背景・原因》

- 上場を目指して業績向上を図ろうとしていた中で、当社は過度に営業を重視していたこと。
- 経理部門において、工事進行基準を適用するための条件は何かといった会計基準に対する知識不足があったこと。
- 管理部門、内部監査室及び監査役における牽制機能の不全があったこと。



【事例4】棚卸資産の過大計上等（東証一部、繊維製品業）

事案のポイント

《特色》

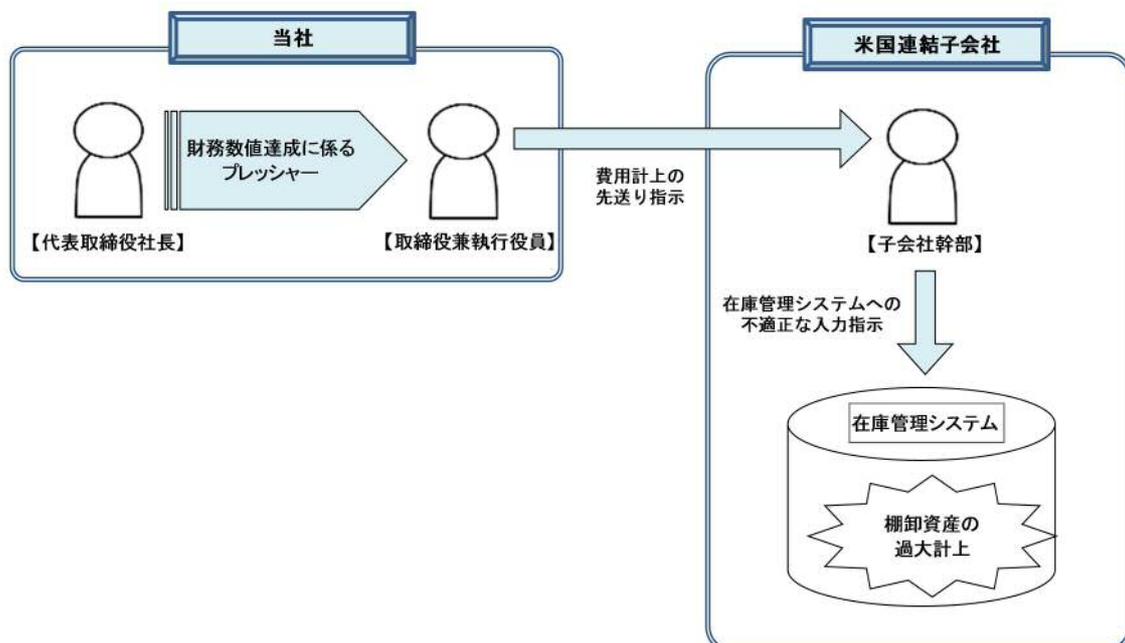
当社経営トップのプレッシャーによって米国連結子会社において不適正な会計処理が行われていた旨を適時開示し、自主的に有価証券報告書等の訂正報告書を提出した当社に対して、子会社管理の状況や再発防止策等を確認した事案である。

《概要》

当社の代表取締役社長のプレッシャーを受けた執行役員を兼務する当社取締役は、財務数値目標を達成するため、米国連結子会社において、不良棚卸資産として費用処理すべきもの及び架空の棚卸資産の資産計上、さらに未合意のまま取引先が負担するものとした増産対応費用の一部の費用不計上を主導した。これらの発覚を受け、当社は、その旨を適時開示するとともに、自主的に有価証券報告書等の訂正報告書を提出したものである。監視委は、再発防止の観点から、当社に対して、子会社管理の状況及び再発防止策等の確認を行った。

《背景・原因》

- 代表取締役社長から財務数値達成に係るプレッシャーを受けた担当執行役員が目標の達成を過度に重視した。
- 取締役兼執行役員を兼務させ、担当事業部門を重要視させるなど内部統制を軽視するとともに、取締役会が機能するために必要な情報が全社横断的かつ適時に共有されておらず、取締役会が機能していなかった。



【事例5】工事収益の前倒し計上等（東証一部、化学業）

事案のポイント

《特色》

当社グループのノンコア事業を行う子会社経営トップの独断の指示によって不適正な会計処理を行っていた旨を適時開示し、自主的に有価証券報告書等の訂正報告書を提出した当社に対して、子会社管理の状況や再発防止策等を確認した事案である。

《概要》

当社グループのノンコア事業を行う子会社の代表取締役の具体的な指示によって、黒字が見込まれる他の工事への原価の付替えによる工事進捗度の調整を通じた工事収益の前倒し計上等が行われていたが、親会社である当社は、この子会社による不適正な会計処理の兆候に気付いていなかった。これらの発覚を受け、当社は、その旨を適時開示するとともに、自主的に有価証券報告書等の訂正報告書を提出したものである。監視委は、再発防止の観点から、当社に対して、子会社管理の状況及び再発防止策等の確認を行った。

《背景・原因》

- ノンコア事業を手掛ける独立性の高い子会社と当社との一体感が欠如していたため、当該子会社を管理する当社のモチベーションが低く、不適正な会計処理の兆候に気付かなかった。

